



2025年 5 月20日

各 位

会社名 株式会社コンフィデンス・インターワークス
代表者名 代表取締役社長 澤岨 宣之
(コード番号：7374 東証グロース)
問合せ先 取締役 管理管掌 永井 晃司
(TEL. 03-5312-7700)

取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度及び 業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社取締役（社外取締役を除く、以下「対象取締役」という。）に対する譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度（以下あわせて「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を 2025年 6 月23日開催予定の第11回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の対象取締役に対し、株主の皆様との一層の価値共有を進め、当社企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、中長期的な企業価値及び業績向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的とした制度です。

当社の取締役の金銭報酬の額は、2021年 6 月29日開催の第 7 回定時株主総会において年額200,000千円以内（うち、社外取締役30,000千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を除く。）としてご承認いただいております。また、2023年 6 月28日開催の第 9 回定時株主総会において、上記とは別枠にて、当社の取締役（社外取締役を除く）に対する報酬として年額80,000千円以内、新株予約権総数の上限を年600個以内（社外取締役は付与対象外）にて、ストック・オプションとして新株予約権を付与すること及びその具体的な内容についてご承認いただいております。本株主総会では、上記の各報酬枠とは別枠にて、譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度の新たな導入をし、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

(2) 本制度の導入

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式及び業績連動型株式の付与のために金銭報酬債権及び納税充当資金としての金銭を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

2. 本制度の概要

本制度において対象取締役は、取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社普通株式について発行又は処分を受けます。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、譲渡制限付株式報酬制度について連続する 5 事業年度につき150,000千円以内、パフォーマンスシェア・ユニット制度について連続する 5 事業年度の各評価期間につき750,000千円以内とし、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、当社の取締役会にて決定いたします。

本制度により当社が新たに発行または処分する普通株式の総数は、連続する 5 事業年度につき100,000株以内、パフォーマンスシェア・ユニット制度について連続する 5 事業年度の各評価期間につき150,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする、当社の普通株式の無償割当てを含む株式分割又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。）とし、その 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立してい

ない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

なお、各制度の概要は以下の通りです。

(1) 譲渡制限付株式報酬制度

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を付与するために金銭報酬債権を支給し、この金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることで、対象取締役に当社普通株式を交付し、かつ、交付した株式に一定期間の譲渡制限を付した上でこれを保有させるものです。

本制度に基づく当社の普通株式の交付に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

① 譲渡制限期間

対象取締役は、本譲渡制限付株式の払込期日から当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位も喪失するまでの期間（以下「本譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割り当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

② 譲渡制限の解除

対象取締役が譲渡制限期間の開始日以降、5年が経過する日までの期間（以下「役務提供期間」という。）継続して当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、そのすべての株式について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

③ 本割当株式の無償取得

対象取締役が役務提供期間満了前に当社の取締役会が正当と認める理由以外の理由により退任した場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は本割当株式の全部または一部を当然に無償で取得することができる。

また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において、上記②の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

④ 組織再編等における取扱い

上記①の定めに関わらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会

（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、当社の取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除することができるものとする。当該組織再編等の効力発生日に先立ち、当社は本割当株式を当然に無償で取得することができる。

⑤ その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

(2) パフォーマンスシェア・ユニット制度

本業績連動型株式報酬制度は、各対象取締役に対し、当社取締役会が定める期間（以下「評価期間」という。）中の評価指標を当社取締役会にてあらかじめ設定し、当該評価指標の達成度等に応じて算定する数の株式を付与するための金銭報酬債権を支給し、この金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることで、対象取締役に当社普通株式を発行又は処分（以下「交付」という。）し、かつ、交付に伴い生じる納税資金に充当することを目的とした金銭を支給する業績連動型の株式報酬制度（パフォーマンスシェア・ユニット）です。

なお、初回の評価期間は、当社の2026年3月期から2030年3月期の事業年度とし、以降は原則として連続する5事業年度を評価期間として、株主総会で承認を受けた範囲内で、本制度の実施をすることができるものいたします。

対象取締役への当社普通株式の支給は評価期間終了後に行うため、本制度の導入時点では、各対象取締役に対してこれらを交付するか否か、及び当社普通株式交付のための金銭報酬債権の額のいずれも確定しておりません。

① 金銭報酬債権の額の算定方法

本制度により対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の額は、対象取締役に対して最終的に割り当てる当社の普通株式の数（以下「最終割当株式数」という。）に業績評価期間終了後に開催される当該割当のための株式の発行又は処分を決定する取締役会の決議日（以下「割当取締役会決議日」という。）の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として対象取締役に特に有利にならない価額を乗じることにより算定される。最終割当株式数は、取締役会においてあらかじめ

め定めた対象取締役ごとの基準株式数に、業績目標等の達成度合いに応じた比率を乗じた数とする。

② 対象取締役に対する当社株式の割当条件

当社は、対象取締役が次の各号のいずれの要件をも満たした場合または取締役会が本制度の趣旨を達成するために必要と認めた場合に、業績評価期間終了後、対象取締役に対して最終割当株式数の当社の普通株式を割り当てる。

I. 対象取締役が、業績評価期間中、継続して、当社の取締役会があらかじめ定める地位にあったこと

II. 取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと

なお、当社は、業績評価期間中に新たに就任した対象取締役が存在する場合または業績評価期間中に対象取締役が正当な事由により当社の取締役会があらかじめ定める地位から退任した場合（死亡により退任した場合を除く）には、当該対象取締役または退任者に割り当てる当社の普通株式の数を、在任期間等を踏まえて合理的に調整する。また、業績評価期間中に対象取締役が死亡する場合には、取締役会の決議により、当社の普通株式に代えて、在任期間等を踏まえて合理的に調整した額の金銭を、当該対象取締役の承継者となる継続人に対して支給する。

③ 組織再編等における取扱い

当社は、業績評価期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、当該時点において権利が確定していないパフォーマンスシェア・ユニットについて、株式等の交付は行わない。

3. ご参考

本株主総会で対象取締役に対する本制度の新たな導入についてご承認いただけましたら、当社グループの執行役員、一部従業員、子会社役員に対しても本制度におけるものと同様の制度を将来的に導入することを検討しております。

以上